

【令和5年7月1日施行】

違反行為(危険なルール違反)を繰り返すと

「特定小型原動機付自転車運転者講習」

を受けることとなります。



対象となる
違反行為とは

1 信号無視

(道路交通法第7条)



2 通行禁止違反

(道路交通法第8条 第1項)



「歩行者用道路」など、道路標識等で通行が禁止されている道路や場所を通行する行為

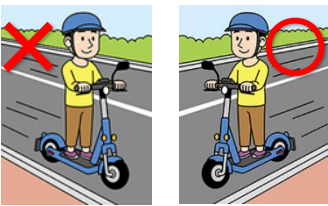
3 歩行者用道路 徐行違反

(道路交通法第9条)



4 通行区分違反

(道路交通法第17条第1項、
第4項又は第6項)



5 歩道徐行等義務違反

(道路交通法第17条の2第2項)



6 路側帯進行方法違反

(道路交通法第17条の3第2項)



7 遮断踏切立入り

(道路交通法第33条第2項)



8 優先道路 通行車妨害等

(道路交通法第36条)



9 交差点優先車妨害

(道路交通法第37条)



10 環状交差点通行車 妨害等

(道路交通法
第37条の2)



11 指定場所 一時不停止等

(道路交通法第43条)



12 整備不良車両の運転

(道路交通法第62条)



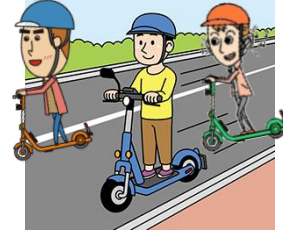
13 酒気帯び運転等

(道路交通法第65条1項)



14 共同危険行為等

(道路交通法第68条)



15 安全運転義務違反

(道路交通法第70条)



16 携帯電話使用等

(道路交通法第71条第5号の5)



17 妨害運転

(道路交通法第117条の2第1項第4号、
第117条の2の2第1項第8号)



【特定小型原動機付自転車運転者講習】のながれ

16歳以上の者で、信号無視など危険行為を3年以内に2回以上行った者に対し、講習の受講が命ぜられます。

【講習時間：3時間】

【講習手数料：6,000円】

※受講しなかった場合は、罰則が適用されます。